発 行 北海道交通事故被害者の会 編集者 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目 ノースキャピタルビル4階

第 11 号 2003年4月10日 (年3回発行) TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail hk-higaisha@nifty.com ホームページ http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族 でつくる会です。入会希望の方は上記事務局に電話をください。会費はありません。年3回発行の会報が 送られ、毎月の例会(相互支援・交流会)に参加できます。当事者としての電話相談も受け付けています。

## メッセージパネルより

札幌市白石区 富岡裕子

1987年3月12日に生まれた元気な女の子は、

1997年7月1日... トラックに輪禍されて、10歳で天国に行きました。

なっちゃんは、週2回ピアノ教室に通っていました。

あの日、ピアノ教室に向かうため、自転車通行可能な歩道橋を自転車で降りた菜摘は、自転車の3分の2 を歩道に残して、トラックに輪禍され即死しました。

検察庁では、トラックの左前ドアに、自転車の前から「飛び込んだ」と言われ、運転手は不起訴... 何も 罪に問われませんでした。

民事裁判を経て2000年5月(事故から2年10ヶ月後)、はじめて運転手 の顔を見ました。その時、運転手が語った事故の様子は、菜摘がスロープ から車道に出てトラックに向かって逆走してきたというものでした。

運転手はブレーキもかけず、そのまま走行。(人間の心を持っていたらブ レーキを踏むだろう...) 行き場を失った、菜摘と自転車は必死に歩道に のぼろうとしていたのでしょうか...

こんな元気な女の子がいるのかと思うくらい、大きな声、満面の笑顔。雨 が降ろうが、雪が降ろうが、毎日外遊び。

菜摘は「外で遊ばないと、体がくさる」と言っていました。

車を運転している人達の少しの優しさで、交通事故は減らせる。 車は凶器です。

お願い誰も殺さないで!

誰にもこんな思いをしてほしくないのです。

菜摘のママより http://homepage1.nifty.com/natumi-madoka/

※このメッセージパネルについてのお知らせが p 8 にあります

#### 今号の主な内容

- ② 康伸君、綾香ちゃん事件に「険運転致死罪」適用を
- ③ 事件から1年半、ようやく起訴になりました
- ④ 交通事故被害者と被害者支援について ⑤ ある事故を目撃して
- ⑥「分離信号お願い書」を出した発寒小の子どもたちを訪ねて
- - (8) 講演会のご案内、被害者の会が「別冊宝島」に

横断歩道での安全無視の暴走は危険運転 犠牲を無にせず交通死根絶のため 音喜多康伸君、眞下綾香ちゃん交通死事件に 「危険運転致死罪」適用を求める署名にご協力下さい

交通犯罪から子どもを守る会

2002年7月、安全であるべき横断歩道上で、札幌市の二人の児童が相次いで交通犯罪の犠牲になりました。何の落ち度もないのに通り魔殺人に遭ったように我が子を奪われた遺族は、悲しみの中、「こんな理不尽は許されない。『事故』と軽く扱うことなく、再発防止のためにも厳正な処罰を」と、加害者を危険運転致死罪で告訴しました。

音喜多さんと真下さんは、事実究明と厳正な裁判を求める要望書に取り組み、現在までにそれぞれ6853通、1687通を提出していますが、2月からは支援者と共同で「交通犯罪から子どもを守る会」として危険運転致死罪適用を求める署名も始め、3月24日、第一次分6640筆を札幌地検に提出しました。しかし、札幌地方検察庁は3月31日、康伸君事件を「危険運転」ではなく「業務上過失」致死罪で起訴しました。

新設後1年が経過した危険運転致死傷罪ですが、昨年6月、足寄町で一般道を時速130キロの危険運転でカーブを曲がり切れず対向車に激突して4人を死亡させた事件が、適用にならなかったケース(3月5日釧路地裁帯広支部は業過で懲役5年の判決)など、その矛盾が明らかになっています。署名に是非ご協力ください。(前田)

(署名用紙は http://www.ne.jp/asahi/remember/chihiro/ からもダウンロードできます)

康伸君、綾香ちゃん事件に適用を求める条文・・・「人又は車の通行を妨害する目的で、・・・通行中の人又は車に著しく接近し、かつ重大な交通の危険を生じさせる速度で・・・運転し、よって人を死傷させた者も同様(人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する)とする」 (2001年12月施行の刑法208条の2第2項)

### 康伸君事件



音喜多康伸君(当時13歳、中学2年)は、2002年7月25日午後、札幌市白石区で横断歩道上を重車で通行中、暴トトラックに13メートルもはねとばされたい生涯を終わらされました。

ご両親は、運転手

が康伸君を事前に認めていながら、時速50キロと思われる猛スピードで、通行を妨害してはねたのは、危険運転致死罪にあたるとして、2002年10月に告訴。札幌地検は科学捜査研究所に送り再捜査をしましたが、2003年3月31日、「危険運転」ではなく「業務上過失」致死罪で起訴しました。

### 綾香ちゃん事件

眞下綾香ちゃん(当時11歳、小学6年)は、2002年7月19日午後、札幌市西区で青信号の交差点を自転車で通行中、右折トラックに自転車ごとひかれて死亡。そのすべてを奪われました。

道警は運転手を業務



上過失致死の疑いで書類送検しましたが、ご両親は、運転手が綾香ちゃんを認めながら、道交法違反の外回り右折で加速し、時速40キロもの速度で通行を妨害、ブレーキも踏まず20メートル以上もひきずったのは、危険運転致死罪にあたるとして2002年12月に告訴しました。現在地検で捜査継続中です。

### 今後もご支援をお願いします

### 札幌市白石区 音喜多 一

札幌地検捜査検事は、加害者がボーっとして前を良く見て運転をしていなかったと供述しているので、息子を死亡させたとしても、業務上過失致死罪(この法律は、明治時代に工場作業中の過失にあわせて作られたもので詐欺罪や窃盗罪よりも軽い)にあたると言います。なんとも意味不明です。

もう一つは危険運転致死罪での条文「通行妨害目的での著しい接近」の立証が検察庁には難しいそうです。加害者と息子が、以前に面識があり、なおかつお互いに何かトラブルがありその上で横断歩道上に来る事が解っていて通行妨害したというのなら、立証できると言っていましたが、これでは明らかに殺人罪です。

私共は、いつ人が通行するかもしれない横断歩道上手前において50km以上もの速度で、注意なき運転をしている事自体が、すでに故意に相当することを含め、独自に調査した衝突状況や証拠類からの考察と第三者の鑑定書、生前の息子の人となり、遺された親の気持ち、加害者への被害感情を表した300ページ以上になる上申書や陳述書を提出、その都度面会を求め口頭でも伝えて参りましたが、どんな意味があったのか正直落胆しております。(中略)

しかし、罪状はともかく、公判請求の要望書にご協力下さった6853名の皆様の意見とお力添えによって、第一関門の裁判が開かれる事になりましたことに感謝致します。今後は、危険運転致死罪での起訴を求める署名を続け、起訴罪名の訴因変更や追加について公判検事を含めた検察庁全体に主張していく所存ですので、交通死亡事件の抑止の為、お力添えを心よりお願い申し上げます。

(2003.3.29.)

### 起訴になりました!

被害者の会に嬉しい報告が入りました。会報9号および10号掲載の、真相究明を訴えていた高橋真理子さんの事件が、お母さんはじめご家族の1年半もの必死の取り組みが奏功し、3月31日、加害運転手の起訴が決定されたのです。母親利子さんからお手紙が届きました。

# ようやく起訴されました! 室蘭市 高橋 利子

まもなく大切な娘と二度と会えなくなってから 1年6ヶ月、やっと正式起訴の通知が検察庁から 届きました。

何か分からない、得体の知れない強い不安を抱き、救いを求めて、北海道交通事故被害者の会を初めて訪れたのは、昨年の3月11日でした。

その日から今日まで、亡き娘の最後の様子を知りたい、真実が知りたいとの強い想いの私に、前田さん、小野さんをはじめ皆さんに励ましと、アドバイスと、多くの機会を頂きました。そしてその中で、青野弁護士さんと出会える事が出来ました。

沢山の皆さんのお蔭でやっとスタートラインに立つ事が出来た・・そう思います。これから何が待っているのか、新たな不安の中にいますが、亡き娘の命の尊厳と、一生晴れる事の無い、私の中の暗い霧に少しでも明るさを見つける為頑張ろうと思っています。 (2003.4.3.)

高橋事件の概要:2001年10月8日、苫小牧市糸井の高速道路を走行中、小動物の飛び出しにより中央分離帯に衝突し停止していた真理子さんは、その2分後、追い越し車線を時速110キロで暴走する加害車両に激突され34歳の生涯を終わらされた。真理子さんの後続車両の1台目がハザードランプをつけ停止し2台目は避けたにもかかわらず、3台目の加害者はブレーキやハンドル操作という回避措置を何らとらず脇見のままだった。

公開質問について 被害者の会では、先に道知事あて提出した要望書ができるだけ早く政策化され 実現を見るよう、今回の地方選挙にあたり、道知事候補 8 人と道議会の 6 会派宛に 3 月 19 日公開質問 を致しました。届けられた回答はそれぞれ道政記者クラブで発表しましたが、詳細は総会で報告すると ともに今後の活動に生かしたいと思います。以下は質問項目です。

### 交通事故被害ゼロのための政策について

(公開質問)

- 1 北海道における交通犯罪、交通事故被害の深刻な事態に鑑み、交通事故防止の課題は公約にどう位置づけられるか。
- 2 1999 年 1 月に北海道交通安全基本条例が施 行されましたが、「交通事故に対する不安のな い安全な生活の確保」(第1条目的)のために、 これまでの施策を見直し、道独自の抜本的、具 体的な対 策が必要と考えますが、どうか。
- 3 人命尊重を第一義的課題としてとらえ、人権 侵害としての交通事故被害を無くするためには 達成目標をワースト1返上という相対的な数字 ではなく、「被害ゼロ」を掲げ、そのための抜 本対策を 講じることが必要と考えますが、ど うか。
- 4 クルマは便利で快適なものですが、ひとたび 使い方を誤ると強大な殺傷力をもつ凶器ともな ります。子どもお年寄りなどの安全を守るため にも、その使用については社会的規制を具体的 に強めることが肝要と考えますが、どうか。

### 投稿 交通事故被害者と被害者支援について 北海学園大学講師 川村 雅則

### ■ 忘れられていた犯罪被害者

被害者学の教えるところによれば、犯罪被害者(交通事故被害者を含む。またここでいう被害者とは、被害者本人だけでなく遺族を含む)は、長い間、法的にも制度的にも忘れられた存在だった。犯罪被害を受けた後、情報提供などの協力を刑事司法機関から求められることはあっても、逆に被害者が情報を求めたり発言の機会を求めたりすることは、保障されていなかった。そのため、交通事故の例でいえば、被害者が、事故後に警察からの情報・連絡を待っていたりあるいは加害者に対する刑事裁判が終わっていたり、さらには刑事司法機関を頼っても配慮のない対応で傷つけられることさえあったりという、被害者にとってはおよそ信じられない状況が生じていた。

こうした事態は、近代の司法制度の確立にともなう刑法と民法との分離に起源をもつ、とされる。つまり、この刑法と民法の分離によって、犯罪は国家機関が裁くものとされ、被害者は、必要に応じて情報提供等を求められることはあっても、犯罪を裁くのに関わることはもとより、情報の提供を受けることも意見を述べることもできず、あくまで国家機関が犯罪を裁く際の補完物に過ぎなくなったとされる。

### ■ 二次・三次の被害

犯罪による被害(一次被害)後の、こうした関係 機関や周囲の対応によってもたらされる被害は、被 害者学では、二次(三次)被害という概念で説明さ れる。そして、二次被害をひきおこす主体としては、 上記のとおり、警察・検察・裁判等の刑事司法機関 (諸法制度)、加えて友人・知人があげられているが、 交通事故ではさらに、民間保険会社・損害賠償保険 制度も加わる。すなわち民事の保険制度による損害 賠償の過程は、例えば、家族の生命を金銭で換算し 請求するという行為を遺族に強いることになるため、 そのことが耐えがたい葛藤や苦痛をもたらすことに なる。しかも、被害者の相手をするのは、加害者で はなく、被害者に比べると膨大な情報量をもち、か つ、営利の追求を目的とした、民間保険会社なので ある。そのことが何をもたらすかは想像に難くない だろう。

### ■ 被害者支援のひろがりと課題

さて、およそここ 10 数年で、専門家、民間ボランティア、被害者自身、そして刑事司法機関等々による被害者支援が急速に進展しつつある。刑事司法機関による支援についてみると、警察庁による「被害者対策要綱」の制定や、犯罪捜査規範の改正、また検察庁による被害者等通知制度の導入など、被害者への情報提供や被害者心理への配慮が、制度的に実現されることとなったのである。

その背景には、被害者への上記のような対応に対する反省、災害や犯罪による被害者の精神的な被害の深刻さへの理解のひろがり、調査研究の蓄積があげられているが、加えて、被害者自身による諸活動の果たしてきた役割がやはり大きいといえるだろう。

だが、こうした、関係行政による支援の充実という望ましい変化の一方で、それが現場レベルで徹底されているのかを疑問視させるようなケースがみられたり、また、刑事司法機関による被害者支援の内容が、被害者らが求めている、関係諸法の改善やそのことを通じた交通事故の抑止という内容と「ズレ」があるという指摘がみられたりもする。

後者は例えば、加害行為に対する処分の軽さ(交通事故の起訴率は、昭和60年の70%強をピークにして、現在ではわずか10%強にまで低下)や、交通事故被害の「重さ」と比較しての、交通安全対策の目標水準の不十分さなどにみることができるだろう(「第7次交通安全基本計画」は「当初は『くるま社会』が更に進展し、一層多くの死傷者が生じることが予想される」という認識のもと、「平成17年度までに、年間の24時間死者数を、交通安全対策基本法施行以降の最低であった昭和54年の8466人以下とすることを目指す」にとどまる)。

### ■ 犯罪の抑止が最大の被害者支援

いま、被害者支援に何が求められているのか。ひとつは、被害者をとりまく現状を被害者の諸権利が侵害された状況ととらえ、その回復を、法・制度的に実現することだろう(その意味で、求められているのは、「対策」でも「援助」でもない。全国被害者ネットワークによる犯罪被害者の権利宣言を参照)。なお、そのことがまた、間接的に交通事故を抑止することにもつながるだろうことは、悪質・危険な運

転行為に対する厳格な処分の設置という「改正」道路運送法の施行が、平成 14 年中の交通事故死者数を減少させる効果を果たした(警察による分析)事実にも示されている。

そしてもうひとつは、上の被害後の支援体制の早 急な整備とあわせて、そもそもの被害の発生を防止 すること。言い換えれば、犯罪・交通事故の予防こ そが、被害者支援として追求されねばなるまい。

(かわむら・まさのり)

※筆者はこの研究分野の専門ではない。以下の文献を参照されたい。宮澤浩一、國松孝次監修『講座被害者支援 第 1 ~ 5 巻』、東京法令出版株式会社、2000 年~2001年。諸澤英道『新版 被害者学入門』成文堂、1998 年。諸澤英道編集『現代のエスプリ犯罪被害者 その権利と対策』至文堂、1995 年。警察庁犯罪被害者対策室監修・被害者対策研究会編著『〔新版〕警察の犯罪被害者対策』立花書房、平成12年。交通事故被害実態調査研究委員会『交通事故被害実態調査研究委員会『交通事故被害実態調査研究報告書』平成11年6月。

### 犯罪被害者の権利宣言(前文略)

### (公正な処遇を受ける権利)

1 犯罪被害者(犯罪によって害を被った者及びその家族をいう。以下同じ。)は、公正で、かつ個人の尊厳に配慮した処遇を受けるべきである。

#### (情報を提供される権利)

2 犯罪被害者は、被害を受けた事件の刑事司法手続きおよび保護手続きに関する情報、ならびに損害の回復のために利用できる諸制度に関する情報の提供を受けることができる。

#### (被害回復の権利)

3 犯罪被害者は、受けた被害について迅速かつ適切な回復を求めることができる。

#### (意見を述べる権利)

4 犯罪被害者は、刑事司法手続きおよび保護手続きの中で、意見を述べることができる。

1999 年 5 月 15 日 全国被害者支援ネットワーク

### 会へのお手紙から

### ある事故を目撃して 札幌市西区 渡辺 祐紀子

送っていただいた会報を読みました。交通事故の 悲惨さを多くの人に理解して欲しいと願わずにはい られません。新聞を読んでいると、歩行者が被害に あった記事に、「信号のない道路を歩いていて・・・」 と、まるで歩行者の責任であるかのような、そして はねられても仕方ないというようなニュアンスを感 じます。

私がその事故を目撃したのは、12~13年前のことです。みぞれまじりの雨の降る薄暗い日でした。

白石区南郷通りを歩いていて、赤信号が青に変わり渡ろうとしましたが、右手から自動車が2台猛スピードでふっとばして来るのが見えたので、それをやり過ごしてから渡り始めました。向かい側からは中学生らしき詰め襟の男子学生が3~4人渡って来ました。そして中央付近まで歩いたとき、ボコッというような音が聞こえ、学生たちが「やった」と叫びました。左手側を見ると、人が空中高くから地面にドサッと落ちるところでした。

被害者は中年の男性で口から血を流し、目をむいて、手で宙をかきむしるような仕草をします。どこから出血したのか、その手も血だらけです。「大丈夫か?」の問いかけも聞こえないようで「うー」と苦しそうにうめいているばかりです。

男性をはねた運転者は、自分の車のそばで「あいつが飛び出して来たんだ。俺は悪くない」とずうっとわめいていました。

男子学生が「あんなスピードで信号無視しなきゃ 事故らなかったのに」と話し合っていましたが、私 も「そうだ、そうだ」と思っていました。

警察官が来て、加害者の事情聴取をしているようでしたが、私たちに話を聞く様子は全くありません。私たちは立ち去りがたい気持ちで、その辺をうろうろしていました。やっぱり目撃者なのだから話さなくてはと思ったのですが、何も言われないので、一人去り二人去りして私も帰宅しました。

その後しばらく新聞記事を注意していましたが、 あの被害者がどうなったかは分かりません。今思えば、加害者の証言のみで一方的に被害者の飛び出し ということで処理されたのでしょう。スピードを出 していたことも、信号無視したことも言わなかった に違いありません。

あれからずっと心に引っかかっていました。証言 するのは私の義務だったのです。被害者に申し訳な いことをしたと思いますが、手遅れです。

せめて少しでも交通事故を減らせるように行動し なければと思います。被害者の会に協力させていた だくのは、行動の第一歩です。

( 2003, 1, 14.)

### 「分離信号お願い書」を出した発寒小の子どもたちを訪ねて 長谷 智喜さん (東京都八王子市在住、2001年の講師) からのお便り

### ■ 発寒小学校からのお便り

「どうしたら分離信号にすることができるのです か?」「私たちこどもでも何かできることはあります が?」というたくさんの作文を頂いたのは昨年9月 の末でした。お便りの主は、札幌市立発寒小学校の 6年1組の子どもたち。青信号で右折トラックによ って死亡させられた眞下綾香さんの同級生たちでし た。小学校の便箋にびっしり書きつづられ、分離信 号について熱心に尋ねてくる子どもたちの質問に私 は心打たれました。

子どもたちの質問に真剣に応えてあげなければい けない!そう思った私は、「皆さんは交差点の歩道を 利用する主役です。分離信号に改善するにはみんな で声をあげることが大切です。学校の先生やPTA の人たち、綾香さんのご両親などと一緒に警察に分 離信号設置のお願いができるといいですね」と言う 内容を返信させていただきました。

その後子どもたちは、分離信号について勉強し10 月28日札幌西署を尋ねました。クラスの代表7名が 原稿用紙24枚にもおよぶ「お願い書」を提出し、事 故のあった交差点に分離信号機を設置してくれるよ う要望したのです。日本ではじめての子どもたちか らの分離信号要望書でした。

### ■ あの子どもたちに会いたい!

春3月、雪解けの訪れとともにあの子どもたちが 卒業してしまうと思ったとき、私はこんな素晴らし い活動を実践した子どもたちや先生方にどうしても 一度お会いしてみたいという思いがこみ上げてきま した。私が伺える日は子どもたちの卒業式でした。 しかし、そんな忙しい中にあっても、担任の西田先 生や村木学校長は、私の訪問を快く受けてください ました。3月17日、式典を前に教室に招かれた私は、 念願の子どもたちと西田先生にお会いすることがで きました。式典を前にした子どもたちの顔は輝いて いました。

私は、子どもたちに素晴らしいお手紙を頂いたお 礼を述べ、イギリスでは全ての交差点が分離信号で あることや、札幌西署へ提出した「分離信号お願い 書」を警察庁へも届けしたことをお伝えしました。

卒業証書授与式では、来賓席で子どもたちの巣立 ちゆく姿を見せていただきとても感激しました。学 校側のご配慮に心から感謝したことは申すまでもあ りません。晴れて卒業証書を手にする子どもたち。 この無垢な子どもたちを理不尽な交通事故から守り 育むことは、私たち大人社会の努めであることを改 めて強く実感しました。

札幌市立発寒小学校の子どもたちから発信された 分離信号の願いは、国の担当官の心を動かし分離信 号設置の考えを加速させてくれることでしょう。こ れからも、心ある皆様方とともに行政の施策を見守 って行きたいと思います。

### ■ 会の皆様との再会

突然の札幌訪問でしたが、私にはもう一つの楽し みがありました。それは、以前分離信号講演にお招 きくださった北海道交通事故被害者の会の皆さんと 再会できるという楽しみです。会の代表、前田さん は、会の皆さんとの懇談の機会をご用意してくださ いました。有り難いお誘いです。お会いするだけで 心が癒される会の方々との会食は、いつまでも話が 尽きません。皆さんの近況や活動をお聞きし新たな 勇気が湧いてきます。懇談は、とても楽しく大変有 意義なものでした。

これからも、会の皆様との心のふれあいを大切に 分離信号運動を推進させて頂きたいと思います。ど うぞよろしくお願い申し上げます。そしてありがと うございました。 (はせ・ともき)







#### ≪会合など≫

1月10日 会報10号発行

2月10日 第48回例会

2月22日第49回例会(リンケージプラザ)

3月10日 第50回例会

3月30日 臨時世話人会

4月10日 第 51 回例会

#### ≪訴えの活動≫

### 「心に響け被害者の声! 100 万人講習」など

- ▲ 2/12 札幌刑務支所(佐川)
- ▲ 2/15 南富良野町防犯と交通安全の住民集 会(前田)

### 処分者講習での講師

2/6 (前田) 3/6(水野美)

## 報告受刑者への講話

昨年1月、札幌刑務支所において「交通犯罪被害者の立場から」というテーマで講話をさせていただく機会がありました。

受刑者が犯罪被害者の立場や心情を知り、自己の 犯罪に対峙し罪を償う矯正処遇プログラムの一つと して企画されたもので、当日は交通犯罪(6名)だ けでなく、殺人や傷害罪など、計28名の受刑者に5 0分ほど話をさせていただきました。(要点は以下)

このたび、「講話を聞いて」という感想の一部抜粋が届けられましたが、私たちの願う運転者教育の大切な観点もあり、掲載をお願いしました。

#### 講話の要点

◆娘の被害は「事故」ではなく通り魔殺人のような交通「犯罪」によるものであること。◆遺された家族にとって、年月を経ても、加害者への憎しみは消えず、世をはかなみ、恨みと悲しみの毎日であること。◆相手の人権を尊重し、自分も尊重されるというのが、人間社会の基本原則。法は何のためにあるのかをもう一度考えて欲しい。◆人間は我慢することができることで、知性を発達させ、良い人賢い人にもなれる。◆償いとは、相手への誠意はもちろんだが、社会貢献をしてこそ償いとなる。人権侵害が日常化している交通犯罪をなくすために手記などで訴えることも貢献の一つ。

### 講話「被害者から」を聞いて

◆ 今回のお話を聞くにあたり、それが被害にあわれた方の遺族であると知り、私の中で忘れたいと願い続ける事件の事を思い出し、様々な不安が心の中いっぱいに広がりました。同じように交通犯罪を犯した者として、どう向かい合ったら良いのか、申し訳なさの余り泣いてしまわないだろうか・・・。自分勝手なあせりや不安に怯えていました。しかし、口を開き始めた遺族の方は、私の想像を簡単に超え

### 札幌市西区 前田 敏章

てしまうほどに物静かに、淡々と話し出したのです。 「娘の供養のために、娘の死を無駄にしないように」 と。どんな罵声を浴びせられるかと不安に思った自 分を恥じています。◆ 何度も何度も「交通犯罪」 という言葉を口にされていました。過去の私にはわ かり得なかった真のその意味が、今は心に深く突き 刺さる想いで苦しかったです。◆ 日々娘を思い出 しながら暮らしているのだと言われ、返す言葉も見 つかりません。どんな事があろうと、命を奪われる 程の不幸はこの世に存在しないのだ、と改めて知り、 後悔せざるを得ず、これから先の私の責任とは一体 何なのか、考え生きてゆきたいと思います。◆ ま さかこんな所に人がとか、これくらい大丈夫などと 自分勝手な判断をしながら運転していたために、と りかえしのつかないことをしてしまいました。**◆** 被害者の方の心の傷を思うと胸が痛みますが、この 現実をしっかり受け止め、償いをし、もう誰も悲し い思いをすることのないように生きていこうと思い ます。◆ 事件の内容は違うのに、被害者の話を聞 いているうちに自分に当てはまる部分がいくつかあ り、胸にグサグサくるものがありました。被害者に は何も過失がなかったこと。遺族の心を癒すには、 本人をもと通りにして返すしか方法がないというこ と。時間が解決してくれるどころか一層思いは募る ばかりで、加害者に対しての怒り、憎しみも増すー 方だということ。◆ 今まで、被害者の遺族の辛さ を分かっているつもりでしたが、今回の話を聞いて 深く考えさせられ、なお一層犯した罪を振り返るこ とができました。◆ 今までは団体生活の中で押し 流され、償いの気持ちがうすれがちになることもあ るが、今回のお話を参考に被害者の心情を思い、私 どもは大変な罪を犯しここに居るということを自覚 して、自分自身を見つめ直し刑期を務めていきたい。



### 飲酒運転はダメ!お酒飲めませんカードを自作しました

昨年6月の道交法改正により飲酒運転への罰則も強化されました。飲酒運転は確信犯であり決して許される行為ではありません。

お酒を飲む機会のある所には車に乗って行かないのが基本ですが、どうして も車が必要な時は、強い意志でお酒を断る必要があります。「まあ、一杯くらい」 の誘いにいちいち断るのも面倒な時は、「お酒飲めません」カードを首に掛ける

ことをお勧めします。名刺サイズのカードにラミネート加工をするだけの簡単な物で、誰にでも作れます。 愛する人のため、家族や友人が作ってプレゼントしてください。 札幌市白石区 小野 茂 被害者の会主催 公 開 講 演 会 5/17(土) 13:00~15:00 **KKRホテル札幌**(北4西5)

## 加害者天国ニッポン

- なぜ交通事故は軽く扱われるか・

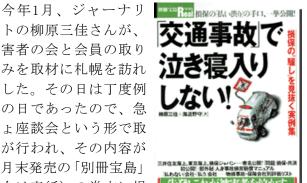
#### 弁護士 講師 松本 誠

- ◆ 関西で活動する交通死被害者の会 (略称TAV) 協力弁護士
- ▶ 著書に「加害者天国ニッポンー交通死・重度後遺症被害者は告発するー」GU企画出版部)

参加費無料、お誘いあわせてご参加ください

# 「別冊宝島」に「北海道交通 事故被害者の会」が登場

ストの柳原三佳さんが、 被害者の会と会員の取り 組みを取材に札幌を訪れ ました。その日は丁度例 会の日であったので、急 きょ座談会という形で取 材が行われ、その内容が 3月末発売の「別冊宝島」 (右は表紙) の巻末に掲 載されました。





★「交通事故で泣き寝入りをしない」 別冊宝島 Real 046 宝島社 柳原三佳+海道野守著

表題からはわかりずらいですが、巻末に、

EPILOGUE「『北海道交通事故被害者の会』座談 会」「事故」か「犯罪」か?「危険運転致死傷罪」 の適用範囲はどこまで拡大されるべきなのか。

という見出しで、31ページにわたって特集され、会 の活動と、最近の事例である土場さん、音喜多さん、 眞下さんの事件について詳しく紹介されています。

また資料として、会の「交通犯罪撲滅、交通事故 被害ゼロ、被害者支援のための要望書」も全文が掲 載されています。

ここで、あらためて執筆者紹介を・・・

やなぎはら・みか・・・ジャーナリスト、ノンフィク ション作家。雑誌記者を経て独立。著書に「これでい いのか自動車保険」(朝日新聞社)「交通事故鑑定人」(角 川書店)「示談交渉人裏ファイル」(角川文庫)など多 数。自らもクルマや大型バイクを操り、Webサイト「こ れでいいのか自動車保険・交通捜査」(http://www.mi ka-y.com.)も運営。常に被害者やドライバーの視点で 問題提起を続けている。 2000年5月、札幌で被害者 の会主催の最初の講師として「これでいいのか交通事 故」というテーマで講演。

### ★ おしらせ

++++++++++メッセージパネルについて ★ 北海道共同募金会から、「昨年札幌で開催した『生 命のメッセージ展』の成果を続けて下さい」と、補 助金が受けられることになりました。これにより、 参加される方の負担は1000円で製作ができるこ とになりました。

★ 今後講習等で活用するとともに、どこかの会 場で展示もしたいと考えています。パネル製作を 希望される方はFAXかお手紙で事務局までお知ら せ下さい。事故被害に遭われた方ですので、傷害 を受けた方(心、体)も含まれます。

★ このメッセージパネルに、名称をつけたいと 思います。応募はFAXかお手紙でまでに事務局ま でお願いします。(締め切り4月30日)

★ なお本家?の「生命のメッセージ展」は

5/16~18 長崎ブリックホール 熊本交流会館パレア 8/1~3 大津市ピアザ淡海

10/11~13 で開催されます (パネル係 筒井)

++++++++++++++ 例会の持ち方が

#### 6月から少し変わります

偶数月は、平日の10日、13時~15時(事務所)、 奇数月は第2土曜日の14時から16時(主に「か でる2・7」) に相談・交流だけを行います。(世話 人会は同じ日の前段で行います)気軽にお越し下 さい。 予定⇒ 5月12日(月)、6月10日(火)、

7月12日(土)かでる、8月11日(月)

+++++++++++++++**次の会報発行は** 8月です。手記や近況など投稿をお待ちしています。